

周南市スマートシティ構想(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
1	その他(素案全般)	当案件、国・県との調整協力必要と感ずますし、その旨本文中にも記載あると思ひますが、「国・県に対して要望する/物申す」と言う視点が欠けて感ずます。必要な施策法令については、市行政として国・県・関係機関に直接あるいは所属組織(例(あくまで例):市長会)を通じて要望要請していく旨明示すべきと感ずます。	スマートシティについては、国・県においても、現在推進をしているところとす。必要な施策については、国・県と調整・協働・連携していくため、素案のとおりとす。
2	その他(素案全般)	当案件、当市のみでなく周辺自治体/市との連携協力無しには成り立たない案件と思ひますが、その点の記述に乏しいと感ずます。記述追加等御検討宜しく御願ひ致しす。	「図表5-1:スマートシティの推進体制」において、国・山口県等の行政機関との関係を記載しています。周辺自治体については連携協力の必要がある場合に個別具体的に必要性を判断していくため、素案のとおりとす。
3	その他(素案全般)	当案件、30ページ程度の内容とす。募集期間中に別案件の意見募集も実施されております。その様な意見募集を、1ヶ月の期間設定は短いと考へます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。(市のパブリック・コメントに関する条例(周南市市民参画条例)では、募集期間は「原則として1箇月とす。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしてないと考へます。)	周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として1ヶ月となっております。本構想(素案)においても、その内容及び分量から1ヶ月が適当と判断いたしました。期間内でパブリックコメントの目的は達成できていると考へるため、再実施はいたしません。
4	その他(素案全般)	用語解説に記載されている用語について、語句によっては、用語解説ではなく本文中追記で対応も御検討頂ければ幸いです。	本文記載の場合、紙面の多くの部分を占めてしまうため、全体の構成上、素案のとおりとす。
5	その他(素案全般)	パブリックコメント/意見募集では語句説明掲載必須とされます様、宜しく御願ひ致しす。	本構想(素案)では用語解説を実施いたしました。
6	その他(素案全般)	当件の内容は専門性の高いものとなっております。市民からの意見募集の他に、関係者・専門家からの直接の意見聞き取りの実施を宜しく御願ひ致しす。	適宜、関係者・専門家から意見をいただき、構想の作成を行います。
7	その他(素案全般)	各ページ「図」「表」に通し番号が付いているのは有難いとす。各種計画・施策の「図」「表」には、常時通し番号を設定する様御対応宜しく御願ひ致しす。	本構想(素案)では「図」「表」に通し番号を設定いたしました。
8	その他(素案全般)	本文・表中年数表記のほとんどが西暦元号併記となっており、経過・年次比較がわかりやすかつたですが、一部元号のみの表記が見られました。年数表記は西暦元号併記又は西暦表記に統一を宜しく御願ひ致しす。	紙面上の制約等がない限り、元号と西暦を併記します。
9	1-1 背景と目的 2-2 情報通信技術等の動向	過去の動向について記述されております。出来れば、民間、国・県・市行政動向を年表表記頂けましたなら幸いです。	全体の構成上、素案のとおりとす。
10	4 分野別方針	当構想(案)では「図表4-1:全体概要図」で9+1の分野を明示、基本的方針を示し、具体的施策は今後策定、と判断致しました。 ・データ収集方法(分野別、技術別、他) ・データ活用方法(分野別、技術別、他) ・収集データ活用の新規分野開拓 ・データセキュリティ方法 の具体的施策の作成を、専門家関係各所市民の意見を元に速やかに策定願ひます。	「4 分野別方針」では、各主体が取り組むべき施策の方向性を示しています。本構想においては、急激な科学技術の進歩や社会経済情勢の変化に迅速かつ適切に対応するため、LQC(Lighter, Quicker, Cheaper)の観点やアジャイル型の実施手法も取り入れながら、柔軟に各施策を推進していきます。

周南市スマートシティ構想(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
11	4-2 医療・福祉×先端技術	<p>周南市スマートシティ構想(素案)p22の4-2 医療・福祉×先端技術における課題に「医療・福祉従事者の不足が懸念」とあり、推進方針に「～遠隔診療・手術の導入、医療・福祉のデータ連携などが、医療・福祉格差の是正や医療・福祉サービスの充実を図ります。」とありますが、福祉サービスの充実には、介護そのものに加え、生活の充実が重要と考えます。</p> <p>そこで、介護車両を活用した外出支援サービスをご提案いたします。こちらは既に他地域で実績あるサービスの応用版で、介護従事者不足への対応、利用者の生活の充実、などが期待できます。AIを用い、複数の介護事業社の車両の最適経路をまとめて計算・最適化することにより、重複を避け省力化することができます。さらにスーパー等への外出にも介護車両をお使いいただくことで、利用者の生活の充実がはかれ、貴市の活性化に繋がることが期待できます。</p> <p>介護車両にEVやFCVを適用する事で、環境負荷低減を計ることができます。例えば、弊社が開発している超小型EVを活用することも可能です。100Vの家庭用コンセントで充電することができ、新たなインフラ整備が必要ありません。さらに小型で運転しやすい利点を活かし、細い道へ入りドアtoドアの送迎など、きめ細やかなサービスも提供することができます。</p> <p>働く方、サービスを受ける高齢者の方、そして将来「周南市」を受け継ぐ未来の市民皆様にとってより良い地域となればと願っております。</p>	<p>少子高齢化が進む中、本市でも「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおりますが、高齢者を支えるには、医療や介護だけでなく、介護予防や生活支援も必要であり、生活の質を高めていく必要があると認識しております。</p> <p>「介護車両を活用した外出支援サービス」をご提案いただいておりますが、本市でも、社会福祉法人等が所有する車両を介護予防への送迎で活用することなどを検討しているところです。</p> <p>スーパー等への外出を主目的として介護車両を使用し、有償でサービスを提供するには、介護保険法や道路運送法の規制緩和が必要ですが、AIを活用することで、介護従事者不足の解消にも繋がると考えられますので、今後も社会情勢や国の動向に注視しつつ、医療・福祉サービスの充実について検討していきたいと考えています。</p>
12	4-6 産業×先端技術	<p>周南市スマートシティ構想(素案)26ページの農林水産業に関する記載について周南のみならず日本は毎年のように豪雨等の災害で農業は大ダメージを負います。にもかかわらずずっとビニールハウスを使用し続けていることに少し疑問が。そろそろビニールハウスはやめて違う素材にした方が良いのでは？</p> <p>スマート農林水産を目指すならもう完全に室内化して、天候の良い日は太陽で、悪い日は人工の光で育てていく。建物自体のデザインも凝れば若い人の興味も引けるかと。</p>	<p>ビニールハウスについては、台風の猛烈な風に耐えうる構造を有する耐候性ハウスや、作物を効率的に生産できるような環境を制御するスマート農業の研究・市場投入が進んでおり、市内の農業者での導入事例もみられるようになりました。市では農業技術の進展を注視しつつ、農業者が安心・安全な農産物を市民のみならずへ安定供給できるよう、国や県等の関係機関と連携して新たな技術導入を支援していきたいと考えております。</p>
13	4-6 産業×先端技術	<p>本当の「キャッシュレス」とはスマホすら使わない状態を言うのだと思います。スマホを持っていない人もまだいるようですし、どこよりも早く生体認証での支払いを可能にさせていただきたく思います。</p>	<p>今後具体的な施策を進めるうえで参考にさせていただきます。</p>
14	4-10 社会基盤×先端技術	<p>スマートシティの構築にはインターネット・インフラが整っていることが必須条件であると思います。</p> <p>しかし、現状では市街地の周辺地域(中山間地域を含む)には廉価で利用できるインターネット・インフラが、まだ整っていません。</p> <p>総務省が提案している地域BWAは、本来「地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイド(条件不利地域)の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的」としたものです。</p> <p>素案では、「5Gや光ファイバー、Wi-Fi等の通信ネットワークの整備等により…」と書かれておりますが、周南市で独自にインフラ構築を考えておられるのでしょうか？</p> <p>私は、地域BWAを利用したワイヤレス・インターネット回線が本構想には最も適しているのではないかと考えます。</p> <p>これを実現するためには、現在、地元の通信会社が運営されているワイヤレス・インターネット回線の運営を、地元の通信会社から分離して第三セクター方式での運営に切り替えることで二重投資もせずに低コストで実現できるのではないかと考えます。</p> <p>地域BWAの活用が一企業内の制約で狭められることがあってはならないと思います。</p>	<p>本構想(素案)においては、デジタル・ディバイドの解消を基本方針の一つに掲げており、地域間の情報格差についても対策をしていく必要があると考えております。</p> <p>今後具体的な施策を進めるうえで、参考にさせていただきます。</p>

周南市スマートシティ構想(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
15	用語解説	目次に「※本文中、下線のある用語については、用語解説に掲載しています。」と明示の上での「語句の説明」の記載は有り難いです。説明実施語句と説明内容の精査を宜しく御願い致します。又、下線が抜けている箇所があると思われまます(該当語句には、初掲載箇所のみでなく全て下線実施が適切と考えます)。	説明語句と内容については精査いたします。また、文章中の該当語句については、適宜下線を引きます。
16	その他	市民=主権者からの、期間不足・記述不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願います。(「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。)	周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として1ヶ月となっております。本構想(素案)においても、その内容及び分量から1ヶ月が適切と判断いたしました。期間内でパブリックコメントの目的は達成できていると考えるため、再実施はいたしません。
17	その他	当意見募集同時期に別途数件の意見募集が実施されております。パブリックコメント(意見募集)については、 ・年未年始等市民の繁忙期を避ける。 ・複数案件の期間重複を避ける。 ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。 ・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。 といった対応を常時実施願います。(必要であれば条例修正等実施願います。)	案件の内容等を踏まえて、適切な実施時期・期間を設定するように努めてまいります。
18	その他	市パブリックコメント/意見募集の度に意見通知しておりますが、今回期間重複案件有で募集期間1ヶ月まででした。意見に対する対応無かった理由を明示願います。	周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として1ヶ月となっております。本構想(素案)においても、その内容及び分量から1ヶ月が適切と判断いたしました。
19	その他	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ=市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。 (市広報誌には当該パブリックコメント(県民意見募集)の記事・記載はありましたものの、規則上か掲載は1回だけ、と記憶しております。)	市広報 2月1日号(10ページ)「パブリック・コメント」の実施記事(紙面1/2ページ分)の中で、施策の案件・対象・閲覧期間・閲覧場所・意見の提出期間及び提出方法を掲載いたしました。新聞への広告掲載はしていません。
20	その他	今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ(市広報は月2回発行ですので、募集期間内に最低2回の掲載が可能はずです)の理由を明示願います。	市広報紙では、限られた紙面で少しでも多くの情報を市民の皆様へお伝えするため、原則1回の掲載としております。例外として、市民の生命や財産、また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載といたしました。
21	その他	市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。実施できないのであればその理由を明示の上、是正(規則・条例等の修正等)実施をお願い致します。	市広報紙では、限られた紙面で少しでも多くの情報を市民の皆様へお伝えするため、原則1回の掲載としております。例外として、市民の生命や財産、また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載といたしました。

周南市スマートシティ構想(素案)に対する意見の要旨と市の考え方

番号	項目	意見の要旨	市の考え方
22	その他	意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。 (「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不充分)の判断を明示願います。)	本構想のパブリック・コメントについては、4名(うち1名は法人)から24件の意見をいただいております。意見送付者・意見数については、構想の専門性や分野等により、一律での比較はできないと思われませんが、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法により公表しており、適切に実施したものと認識しています。
23	その他	市行政の施策計画(案)等の年数表記は西暦元号併記か西暦表記に統一されます様御対応御願ひ致します。	今後の施策等の参考にさせていただきます。
24	その他	資料では、 ・時系列経過案件については年表表記 ・数値の増減、推移比較にはグラフ図示 ・地域地形関係は地図図示での表記 をパブリックコメント/意見募集の場合は必須とされます様宜しく御願ひ致します。	今後の施策等の参考にさせていただきます。